

## あきた共通商品券 ご利用終了のお知らせ



「あきた共通商品券」と「生き生き福祉共通商品券」のご利用は  
平成29年7月31日(月)をもって終了させていただきました。

これまで「あきた共通商品券」をご利用いただき誠にありがとうございました。

ご不便をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

平成29年8月1日 あきた共通商品券協同組合

〒010-0921 秋田市大町1-2-7 サンパティオ内

TEL 018-862-1636

### 払戻しのお知らせ

資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、下記の期間、払戻しの申出を受け付けます。有効期限内の未使用商品券をお持ちの方は、その商品券を持参して下記までおいでください。申込書記入ののち現金にて払戻し致します。

この期間内にお申し出がない場合、当該払戻しの手続から除斥されますのでご注意ください。

●対象となる商品券 あきた共通商品券(500円、1000円)、生き生き福祉共通商品券(1000円)

●申出・払戻しの期間 平成29年8月1日(火)～10月2日(月)

●申出・払戻しの場所と受付時間

①秋田市旭北錦町1-47 秋田商工会議所 1階 相談コーナーにて、

土曜・日曜・祝日を除く平日の、13時～17時。(この時間内においていただけない方はお電話でご相談ください。組合事務局 TEL 018-862-1636)

②羽後町西馬音内字本町30-2 きむら健粧(薬局・化粧品店)にて、

日曜・祝日を除く平日の、9時～17時。TEL0183-62-1237

※なお、有効期限の切れた商品券、偽造されたもの、破損により商品券番号の照会ができないもの、3分の1が滅失しているものは、払戻しができませんのでご注意ください。